令和7年10月9日

大阪市港区長 山口 照美

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件名称	令和7年度 港区役所廃棄文書売払契約 (単価契約)
(2) 数量・特質	別紙仕様書のとおり
(3) 納入期限又は履行期限	令和8年3月31日
(4) 納入場所又は履行場所	大阪市港区市岡1丁目15番25号 港区役所 検診車スペース
2 日程	
(1) 見積書提出期限	令和7年10月28日 午後5時まで
(2) 資格審查資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出の必要はありません。
(3) 仕様書に関する質問期間	令和7年10月17日 午後5時まで
及び質問方法	仕様書に関する質問は電子メールにより行うこと。
	【質問専用アドレス】
	mailto:minatonyuusatu-57@city.osaka.lg.jp
	※電子メールの件名又は本文に案件名称を記載すること。
(4) 質問回答方法	令和7年10月22日までに港区役所ホームページ上にて行う。
	https://www.city.osaka.lg.jp/minato/category/3165-1-5-0-0-
	<u>0-0-0-0. html</u>
	なお、回答は質問があった場合のみ、公表するものとする。
(5) 契約相手方通知日	令和7年10月29日までに、契約相手方のみ電話で通知する。
	※契約相手方は通知後、見積書、仕様書及び特記仕様書を綴じ、
	全頁の間の綴じ目をまたぐように割印(袋とじのうえ割印で
	も可)を押して提出すること。なお、事業請負見積書について
	は、収入印紙の貼付と、割印を押すこと。

## 3 参加資格

- (1) 大阪府登録廃棄物再生事業者名簿に品目「古紙」で登録していること。
- (2) 見積書提出時から見積合わせを行う日までのいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止 措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

4 見積書提出方法等	
(1) 提出書類	見積書(様式は指定しない)
(2) 提出方法	見積書を持参、郵送、電子メール又は FAX により提出すること。
	※本案件は、1kgあたりの単価で提出すること。
	※見積書提出期限までに到着した場合のみ有効とする。
	※電子メールの場合は、見積書の写しを PDF データにより提出
	すること。また、電子メールの件名又は本文に案件名称を記載
	すること。
	※電子メールの場合、「5 事業担当」に記載の <u>見積書送付先アド</u>
	<u>レスに送付</u> すること。質問送付先と異なります。
	※電子メール又 FAX による提出の場合は、送信後に着信を電話
	により「5 事業担当」に確認すること。
(3) 提出場所	「5 事業担当」に同じ
5 事業担当	
港区役所 総務課	〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 6 階
	電話:06-6576-9631 FAX:06-6572-9511
	(見積書送付先アドレス): <u>tg0001@city.osaka.lg.jp</u>
6 契約担当(公募型見積合わせの手続き等に関する質問先)	
港区役所 総務課	大阪市港区市岡 1-15-25 港区役所 6 階 電話: 06-6576-9625

## 7 その他事項

- (1) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (2) 大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。
- (4) 決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。